

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター) 御中

24. 3. -9

平成 年 月 日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

| | | | |
|----------------------------|---|----------------|--------------------|
| プロジェクト名 | | | |
| 小田原市新エネルギー普及プロジェクト～燃料地産地消～ | | | |
| 【依頼者】プロジェクト代表事業者 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 小田原市 (オダワラシ) | | |
| 住所 | 神奈川県小田原市荻窪 300 | | |
| 代表者氏名 | 加藤 憲一 | 代表者役職 | 小田原市長 |
| 担当者氏名 | 柴野 守 | 担当者 所属部署・役職 | 環境部環境事業センター 管理係 |
| 担当者 E-mail | mamoru-someno@city.odawara.kanagawa.jp | 担当者電話番号 | 0465-34-7325 |
| プロジェクト事業者・プロジェクト参加者 | | | |
| プロジェクト事業者名 | 小田原市環境部環境事業センター | | |
| プロジェクト参加者名 | 株式会社小田原衛生美化サービス 有限会社オーイーシー | | |
| オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 小田原市 (オダワラシ) | | |
| | 以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。 | | |
| 妥当性確認機関 | | | |
| 妥当性確認機関名 | ベリージョンソン レジストラー クリーンディベロップメント メカニズム㈱ | | |

「プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

| プロジェクト情報 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------|---------|--------|------|----|-------------|------|---|---------|--------|---------|------|---|---------|--------|
| プロジェクト概要 ² | <p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>・目的 市民から廃棄物として出されていた廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)として精製したものをハイブリッドごみ収集車やハイブリッドトラックに使用する事により、化石燃料である軽油の使用を減らし、二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>・内容 市内で集めた廃食用油をハイブリッドごみ収集車等の燃料として使用する事により、燃料の地産地消を行うと同時に小学4年生の社会科授業の一環として、出前講座などにBDFを使用しているごみ収集車を持ち込み、新エネルギーの普及活動などを行う。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>・条件1: バイオディーゼルの原料(廃食用油)は、市内から出されるもので、本プロジェクトが行われない場合には廃棄物として処理されている。</p> <p>・条件2: バイオディーゼル燃料の精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式を使用している。</p> <p>・条件3: 従来軽油を燃料として使用しているハイブリッド車をバイオディーゼル燃料に変更している。</p> <p>・条件4: 全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会モニタリング規格を満たしている。</p> <p>・条件5: バイオディーゼル燃料を使用する車両(計3台)は全てバイオディーゼル燃料100%を使用している。</p> <p>使用車両: ハイブリッド塵芥車2台、ハイブリッドトラック1台</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>以下の項目に該当</p> <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(BDF 精製時に出る排水)</p> <p>・消防法(BDF、メタノールの貯蔵)</p> <p>・道路交通法・道路運送車両法(安全運転管理者の選任・定期点検整備)</p> <p>【採用技術】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エステルボーイジュニア</td> <td>染谷商店</td> <td>7</td> <td>平成21年4月</td> <td>FA-100</td> </tr> <tr> <td>BDF蒸留装置</td> <td>染谷商店</td> <td>7</td> <td>平成22年3月</td> <td>a-50BR</td> </tr> </tbody> </table> | 機器名 | メーカー名 | 耐用年数 | 導入時期 | 備考 | エステルボーイジュニア | 染谷商店 | 7 | 平成21年4月 | FA-100 | BDF蒸留装置 | 染谷商店 | 7 | 平成22年3月 | a-50BR |
| | 機器名 | メーカー名 | 耐用年数 | 導入時期 | 備考 | | | | | | | | | | | |
| エステルボーイジュニア | 染谷商店 | 7 | 平成21年4月 | FA-100 | | | | | | | | | | | | |
| BDF蒸留装置 | 染谷商店 | 7 | 平成22年3月 | a-50BR | | | | | | | | | | | | |

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関する内容を2ページ以内で具体的に記述してください。

| | <p>【モニタリング方法】</p> <p>J-VER制度モニタリング方法ガイドラインに従い、的確にモニタリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油回収車両/運搬車両で使用するガソリン： 実測 ・バイオディーゼル燃料製造装置で使用する電力・メタノール： 購入伝票 ・廃棄物収集車両/2t ダンプ車/クランプローダー/バキューム車で使用するバイオディーゼル燃料： 購入伝票 <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>全て J-VER 登録済みの方法論に準拠した算定式を採用している。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>廃食用油の回収 <small>■小田原衛生美化サービス(小田原市内)</small></p> <p>バイオディーゼル精製場所 <small>■㈱オーイーシー(小田原市久野 3764-10)</small></p> <p>バイオディーゼル使用場所(小田原市内)</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>プロジェクト計画に基づき、以下の項目についての確に実施</p> <p>(1)教育訓練 <small>算定責任者が、モニタリングの手順・報告書の記載の教育を、各担当者に行う。</small></p> <p>(2)情報の保管 <small>モニタリングの結果については各担当者が紙ベース・またはデータにて保存し、算定責任者に提出する。</small></p> <p>(3)データの確認 <small>プロジェクトの代表者はモニタリング報告書の確認を行う。</small></p> <p>(4)内部監査 <small>定期的(年1回以上)に内部監査を行う。</small></p> <p>(5)測定機器の維持・管理 <small>回収した廃食用油の計量は計量器の定期校正(年1回)している。</small></p> | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--------------------|--------|-----|----|--------------|-------|----|--------------|-------|----|---------|--------------------|
| <p>プロジェクト実施場所</p> | <p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <table border="1" data-bbox="430 1657 1244 1859"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施事業所名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用</td> <td>小田原市環境事業センター</td> <td>小田原市内</td> </tr> <tr> <td>回収</td> <td>㈱小田原衛生美化サービス</td> <td>小田原市内</td> </tr> <tr> <td>製造</td> <td>㈱オーイーシー</td> <td>神奈川県小田原市久野 3764-10</td> </tr> </tbody> </table> | | 実施事業所名 | 住 所 | 使用 | 小田原市環境事業センター | 小田原市内 | 回収 | ㈱小田原衛生美化サービス | 小田原市内 | 製造 | ㈱オーイーシー | 神奈川県小田原市久野 3764-10 |
| | 実施事業所名 | 住 所 | | | | | | | | | | | |
| 使用 | 小田原市環境事業センター | 小田原市内 | | | | | | | | | | | |
| 回収 | ㈱小田原衛生美化サービス | 小田原市内 | | | | | | | | | | | |
| 製造 | ㈱オーイーシー | 神奈川県小田原市久野 3764-10 | | | | | | | | | | | |
| <p>プロジェクト対象面積</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>プロジェクト期間</p> | <p>2011年 7月 1日 ~ 2013年 3月 31日(1年 8ヶ月)</p> | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|------|------|-------|-------|-------|
| クレジット期間 | 2011年 7月 1日 ~2013年 3月 31日 | | | | | | |
| プロジェクト計画開始 届提出日 | 2011年 12月 27日 | | | | | | |
| 妥当性確認終了日 | 2012年 1月 24日 | | | | | | |
| 想定削減・吸収量 | 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 合計* |
| | t-CO2 | 0 | 0 | 0 | 10.02 | 12.82 | 22.84 |
| 適用モニタリング方法 ガイドライン | オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (温室効果ガス排出削減プロジェクト用) ver. 3.1 | | | | | | |
| 適用方法論 | 方法論 番号 | SS-E004 ver.6.1 | | | | | |
| | 方法論 名称 | 廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論 | | | | | |
| ダブルカウントの防止措置 | | | | | | | |
| ダブルカウント の防止の措置 を講ずる事業 者 | (プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要) | | | | | | 印 |

* 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

| | |
|---------------------------|---|
| ブルカウ ントの防 止措置内 容 | <p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p> |
|---------------------------|---|

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表欄において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

| 備考欄 |
|-----|
| |

以上